

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年12月24日(木) 午前9時30分から
2. 開催場所 尾之間中央公民館 2階 大会議室

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
委員	2番	牧 潤三	君
	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	6番	岩川 原造	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笹原 綾乃	君
	12番	牧 優作郎	君
	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (2人)

欠席者	5番	白川 満秀	君
	7番	大角 利夫	君

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第42号 農用地利用集積計画について
- 議案第43号 農用地利用集積計画について
- 議案第44号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について
- 議案第45号 非農地証明願について
- 議案第46号 農地賃借料情報の提供について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鎌田 勝嘉
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

皆さんおはようございます。

本日は5番委員の白川さんと7番委員の大角さんが欠席でございます。

ただ今より平成27年度第9回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は17番委員の西橋豊啓委員にお願い致します。

憲章朗唱（17番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

改めまして、みなさん おはようございます。

27年、最後の定例総会となりました。今年1年を振り返りますと大きな出来事がたくさんあったなという思いがしているところです。

口永良部の噴火にともない、農業委員会としては復興支援農園ということで皆さんにご足労いただきました。

また、熊毛の農業委員研修が10年ぶりくらいに屋久島町でありました。

それから菊陽町の農業委員会の皆さんにもおいでいただいて、交流することができました。

最近ではミカンコミバエ対策ということで、皆さんの農地情報を駆使して対応していただいているところです。

農業委員会制度改正ということで、4月からは新しい制度に移行いたします。

今まで農業会議は知事の認可法人という取扱いでしたが、一般社団法人になります。

また、今日、後の方で出てくるんですが、この制度改正に伴い農地法の事務手続きも若干変わってきます。議案のメ切等、町民の皆さんにもお知らせをするという作業も出てくるかと思っておりますので、ご支持のほどよろしくお願いいたします。

1年間、皆さんに大変ご協力をいただきましたことを心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは本日の会議録署名委員を17番委員、18番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第6号。農地法第18条第6項の規定による合意解約について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号13番から21番までは、これまでの契約を解除して農地中間管理事業にませ替えたいということでございます。

整理番号22番です。

権利の種類：賃貸借権。契約内容：経営基盤法。貸借人：借人 [] 有限会社ハラダ製茶農園 代表取締役： [] さん、貸人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、他1筆。地目：畑。2筆の合計面積： [] m²。貸借期間：平成26年8月1日から平成31年7月31日までの5年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日は平成27年12月14日。貸借の合意による解約をする日・土地の引き渡し時期が平成27年12月31日です。 以上です。

会長

報告案件でございますが、皆さん方からご意見ございますか。

(「ありません。」の声あり)

ありませんの声であります。ただ今の報告案件はこのようにご周知ください。

続きまして 14 ページ。議案第 40 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 40 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 35 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 ■■■■■ さん (■■■ 歳)、譲渡人 ■■■■■ さん (■■■ 歳)。土地の所在：■■■■■、畑、■■■㎡。農用区域内。利用状況：休耕地。営農計画及び耕作期間：甘藷が 4 月から 11 月、バレイショが 5 月から 10 月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、所有面積：0 ㎡。申請人の経験年数：0 年。農機具等の保有状況：草刈機が 1、耕運機・1、チェーンソー・1 です。

非耕作地はありません。周辺地域との関係につきましては『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担につきましては『集落の作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

本申請は新規就農の申請です。申請人の農業経験年数は 0 という事ですけども、機械の保有状況、営農計画に特に問題は認められなことから農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないためすべての許可要件を満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号 35 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農 業 委 員)

17 ページに航空写真があります。■■■■■ を上がって ■■■■■ を右折したところです。現況はススキ野です。航空写真で見ますと真ん中に家が建っております。最初は小屋だったようですが、現在は家主さんが人に貸しているということです。今回の売買が決まりましたら、来年の 3 月で立ち退いてもらうという約束をしているということです。

譲受人は■■■■■ の娘さんでして、14 時くらいまでは■■■■■ を手伝って、その後農作業をするという考えのようです。

面積が非常に広いんですが、譲渡人から全部を買ってほしいということのようで、7 反 6 畝ほどありますが徐々に広げていくということです。

結構荒れておりますし経験も無いですが、知人や家族の応援を借りながらやっていくということでした。

少しでも畑地に戻してもらえたらというふうに思っております。

会長

整理番号 35 番について、皆さん方からご質問等賜ります。いかがでしょう。

○番 (農 業 委 員)

譲渡人は高齢、譲受人は若い夫婦ということで、今後地元委員が指導しながらしていけば、認めて良いんじゃないかと思います。

会長

他にご意見ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 35 番について申請を許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 35 番は申請を許可することに決定いたします。

会長

続きまして 18 ページ。議案第 41 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 41 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 13 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 ■■■■■ さん（■■■ 歳）、譲渡人 ■■■■■ さん。土地の所在：■■■■■、畑、■■■ m²。利用状況：畑。第 2 種農地、その他の農地と判断いたしました。事由：『現在借家住まいで、住宅を建築したいため。』ということです。

転用目的及び事業計画：土地造成の所要面積が ■■■■ m²、一般住宅の建築面積が ■■■■ m²、車庫が ■■■■ m²。

隣接地の ■■■■■ の宅地、■■■■■ m²と一体利用することで、■■■■■ m²となり 500 m²を超えるため理由書を添付しております。

本申請は一般住宅の建築面積の基準である 500 m²を超える計画であります。転用の理由書、被害防除計画等を見ても特に問題も見られないことから、転用はやむを得ないと考えます。以上です。

会長

整理番号 13 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

■■■ さんは■■■におられますけども帰ってきたこともありませんで、家は取り壊しておりますが、周囲が迷惑を被るくらいに生い茂っております。一時期借りて耕作されたときもあったんですが、今では宅地も畑地もススキ野で荒れております。ですから今回、売買で話が進んでいるという事に喜んでるところです。

周りも住宅なんで、宅地に変更した方が私は良いと思っています。

会長

整理番号 13 番について皆さん方からご意見・ご質問、賜ります。いかがでしょう。

○番（農 業 委 員）

譲渡人が■■■にいるということ、譲受人は若いということ、屋久島の中で住宅が一番多い地域だということを考えれば、認めて良いのではないかと思います。

会長

他に皆さん方からご意見ご質問、いかがでしょう。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 13 番について申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 13 番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして整理番号 14 番の説明を事務局からお願いします。

事務局長

整理番号 14 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 ■■■■■ 代表取締役：■■■■■ さん、譲渡人 ■■■■■ さん。土地の所在：■■■■■と■■■■■です。地目：畑。2 筆の合計面積：■■■■■ m²。利用状況：休耕地。第 2 種農地。事由：『地方創生・移住促進・雇用促進活動により、住宅不足・遊休土地活用として賃借住宅を新築するため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成・■■■■■ m²、賃貸住宅・■■■■■ m²、駐車場・■■■■■ m²、通路・■■■■■ m²。

今回の申請は賃貸住宅を新築したいという申請ですが、事業計画・資金計画等をみても特に問題は見られないことから転用はやむを得ないと考えます。以上です。

会長	整理番号 14 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	譲渡人は昭和 45 年くらいに申請地を購入されたそうですが、 さんの話では当時は農地ではなかったということです。 29 ページの航空写真をお願いします。申請地は 5 月に非農地申請願 いが出ていたんですが、ススキ野の状態でしたので認められませんでした。 今回、2 棟、住宅を建てるために申請があがっております。写真を見 ても分かるように、周辺には住宅が建っております。 以上です。
会長	整理番号 14 番について皆さん方からご意見・ご質問、いかがでしょ う。
○番（農 業 委 員）	地元委員の意見を最後につけてくれた方がいいんだけども。
○番（農 業 委 員）	私としては、仕方ないかなと思っております。 農地も点在していますが、こちら辺で耕作している姿は見られません ので、仕方ないかなと思います。
会長	他に皆さん方からご意見ございませんか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号 14 番は申請に同意することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 14 番は申請に同意することに決定いたします。 続きまして 30 ページ。議案第 42 号。農用地利用集積計画について、 事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第 42 号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進 法第 18 条第 1 項の規定に基づき屋久島地区経営基盤強化集積計画につ いて議決を求める。 整理番号 17 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設 定。申請人： さん（ 歳）、貸人 さん。土地の所在： 、畑、 m ² 。農 用地区域内。内容：米。契約期間：平成 28 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの 5 年間。借料：無償。利用権の設定を受ける者の農業 経営の状況といたしまして、主な経営作物：茶・ショウガ・パッション フルーツ。経営面積：所有面積が m ² 。従事日数：280 日。農機 具等の保有状況：2tトラック・1、乗用型摘採機・1、乗用型中刈機・ 1、冷蔵庫・1、小型トラクター・1です。 借人は大規模経営をしている農家であります。経営面積・農機具保有 状況等を見ても特に問題は無いため、経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断します。 以上です。
会長	整理番号 17 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	借人は大規模な家族経営をされている認定農家です。貸人は屋久島に 帰ってくる予定はないということですが、売買ではなく貸借なら良いと いう話なんだそうです。 33 ページの写真をお願いします。場所は の墓地から山手に 400m ほど登ったところですが、申請地の隣は さんの茶園ですが、今までは さんという人が無償で借りてお茶を作っておりました。 さんは JAS マークの認定でお茶を売っておりますので、近所で 農薬を使った栽培をされるとまずいということで、無農薬栽培でやっ ていきたいということです。

○番（農 業 委 員）

3年は無農薬栽培をしないと、JAS マークの認定がもらえないということですので、管理はしますけど3年間分のお茶は■■■さんに採っていいですよ。と、トラブルもなく話が進んでいるようです。
問題ないと思います。 以上です。

会長

整理番号 17 番について、皆さん方からご意見ございますか。
（「ありません。」の声あり）
整理番号 17 番は計画を認めることにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号 17 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 18 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 18 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人（有限会社）ハラダ製茶農園 代表取締役 ■■■さん、譲渡人■■■さん（■■■歳）。土地の所在：■■■、他1筆。畑、2筆の合計面積：■■■㎡。農用区域内。作物：茶園。移転時期：平成 28 年 1 月 31 日。対価：■■■円。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：茶。経営面積：所有面積が■■■㎡、借地が■■■㎡、計：■■■㎡。従事日数：160 日。農機具等の保有状況：荒茶工場・200 kg ライン、乗用茶摘採機・4、乗用茶園管理機・5、耕運機・1、トラクター・1、茶園管理機・6、作業用トラック・4、ライトバン・1、超水槽スプリンクラー・一式です。
譲受人は大規模経営をする認定農家であり、経営面積・農機具等の保有状況を見ましても問題は無く、経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思います。 以上です。

会長

整理番号 18 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

先の合意解約で出ましたが、平成 26 年から賃貸借契約を行っておいりましたので、ハラダ製茶さんがすでに管理をしております。
場所は 35 ページですが、■■■の■■■から集落寄りに 2 筆あります。ハラダ製茶の農園に近いですので効率の良い作業が出来るということでした。問題ないと思います。 以上です。

会長

整理番号 18 番について皆さん方からご質問等ございませんか。

○番（農 業 委 員）

これまでハラダ製茶さんには何件もの茶園を買い取っていただいて、農協でも助かっているところなので、異議はありません。

会長

他にご意見ございませんか。
（「ありません。」の声あり）
整理番号 18 番について計画を認めることにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号 18 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 19 番は、安藤委員が当事者ですのでしばし退席をお願いします。
（8 番委員 退席）

整理番号 19 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 19 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権。申請人：借人■■■さん（■■■歳）、貸人（公益財団法人）鹿児島県地域振興公社 理事長 ■■■。土地の所在：■■■

事務局長

■、他2筆。現況地目：畑。3筆の合計面積：■㎡。農用地区域内。内容：普通畑。契約期間：平成28年1月1日から平成30年12月31日までの3年間。借料：3筆で■円。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：タンカン・ポンカン・バレイショ・焼酎用甘藷・ソロヤム。経営面積：所有面積が■㎡、借地が■㎡、計：■㎡。従事日数：300日。農機具等の保有状況：トラクター・2、農薬散布機・2、馬鈴薯収穫機・1、馬鈴薯選別機・1、管理機・1、草刈機・2です。

借人は認定農家であり、大規模な経営を展開している農家でありませす。経営面積・農機具等の保有状況にも問題は無く、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思ひます。以上です。

会長

整理番号19番について、どなたかご意見ござひませんか。

○番（農業委員）

■君はまだ若いですし、何ら異議はありませせん。

会長

他にご意見ござひませんか。

（「ありませせん。」の声あり）

整理番号19番について計画を認めることにご異議ござひませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号19番は計画を認めることに決定いたひます。

（8番委員 着席）

ただ今の整理番号19番は計画を認めることに決定いたひました。

続きまして整理番号20番です。事務局から説明をお願ひします。

事務局長

整理番号20番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人■さん（■歳）、譲渡人■さん（■歳）。土地の所在：■、他2筆。現況地目：畑。3筆の合計面積：■㎡。農用地区域内。作物：バレイショ・タンカン。移転時期：平成28年1月1日。対価：無償。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：野菜・果樹。経営面積：0。従事日数：280日。農機具等の保有状況：譲受人名義の保有はありませせん。

譲受人は集落の中心的経営体でありますので経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思ひます。以上です。

会長

整理番号20番について担当委員のご意見をお願ひいたひます。

○番（農業委員）

申請人は義理の親子関係です。旦那さんは■君です。■さん夫婦と一緒に■で多くの作物を栽培している農家であります。

贈与ということですが、徐々に息子夫婦に変えていくんだらうと思ひます。以上です。

会長

整理番号20番について皆さん方からご質問ござひませんか。

○番（農業委員）

何で■君じゃなくて奥さんなんですかね。

○番（農業委員）

■として定年まで働くでしょうから、奥さんにとひうことだと思ひます。

○番（農業委員）

■だらうが贈与は受けられますよね。奥さんにするんだらうたら新規就農じゃないんですか。

事務局

奥さんにしてるのは、先々認定新規就農者の手続きをするということですので、■■■■さんではなく奥さんに贈与するということです。

○番（農業委員）

それなら異議ありません。

会長

整理番号 20 番について計画を認めることにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号 20 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして 41 ページ。

議案第 43 号。農用地利用集積計画についてなんですが、その前に皆さんにおはかりをいたします。

盛りだくさんの案件が出されておりますが、この中に 2 人の委員さんが当事者としているんですが、議案の内容からして採決を求めないまま議事の説明を頂いて、意義のある時だけ担当委員を退席させるということで進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり）

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 43 号。農用地利用集積計画について、上記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。

42 ページをお願いします。農地中間管理事業の実施という事でとりあげてあります。

永田地区・麦生地区・原地区・安房地区で農地中間管理事業が予定されております。

内容につきまして、係長の方から説明をいたします。

事務局

概要につきまして内容を簡単に説明いたします。

今回、第 3 期分の申請という事で、麦生地区の面積が 13 町歩弱、機構を通して地域の担い手の方に貸し出す予定となっております。これは地域で取り組んでおりますので、地域集積協力金ということで地域が受ける交付金がございます。

麦生地区で設定した地域の 8 割を超えておりますので単価的に最大の反当 2 万 8 千円、麦生集落に 300 万円弱のお金が下りる予定になっております。

麦生集落では水路の管理をするためのユンボを購入する予定だと聞いております。

それと併せまして、原が未相続農地で 2 期分に上げられなかったところが約 3 町歩ほど追加で今回の第 3 期分にあげております。

平成 27 年度の実績につきましては第 2 期分・第 3 期分を合わせまして 30 町歩強の農地が中間管理事業を通して地域の担い手農家さんに貸し出される予定となっております。

会長

1 件 1 件説明するわけにもいきませんので、担当委員さんからご意見をいただきます。

○番（農業委員）

麦生です。50 ページをお願いします。

土地改良区事務所の下です。畑総してございまして 1 枚の畑が 2 反歩くらいになっております。

集落で話し合いをしたんですが、どうしても都合のつかない場所もありましたが 8 割以上の同意を得られまして、事業を活用できて良かったなあと思っております。以上です。

会長	原地区、お願いします。
○番（農業委員）	51 ページをお願いします。 第2期分に間に合わなかったところを出しております。81 番から 101 番まで持ち主、耕作者の同意を得ていますので問題ないと思います。
会長	永田、お願いします。
○番（農業委員）	永田は1筆です。問題ないと思います。
会長	安房、お願いします。
○番（農業委員）	■■■■でお茶を栽培している■■■■さんの息子さんの■■■■さんがお茶を新植するということで貸借期間は20年です。 52 ページの航空写真よりかなり荒れていて、ススキ野原になっております。 個人でお茶を■■■■ほど栽培しておりますので、問題ないと思います。
会長	前回の原・高平地区でもご説明しましたが、皆さん方に議決いただくのは所有者から公社に貸し付けることです。 公社から耕作者への貸し付けは、知事が判断いたします。 そういう事業の内容でございます。 解りにくい点、ご質問があれば賜ります。
○番（農業委員）	地権者と再配分予定者が同一人物というのは、良いんでしょうか。
事務局	この貸借ケースは、鹿児島県が独自に認めているケースで、地域集積協力金を受けるためのものでして、Aさんが機構を通して自分で借りるのも、地域集積にカウントして良いですというものです。
会長	屋久島町で今考えているのは、尾之間・小島・平内まで説明をしたいなと思っているところです。
○番（農業委員）	これは、現在耕作しているところをあげているんですね。
会長	荒れていても、耕作するから貸してくれという人がいれば機構にあげられます。 借人には毎年耕作状況の報告が発生しますし、借地料も発生しますので、しっかりと実行しないと。
○番（農業委員）	すぐに作れる状況じゃないと、デメリットも発生するということですね。
会長	そうですね。荒れているところを契約に乗せる場合には、担当委員さんがしっかりとサポートをして、耕作するように指導することが大切になります。 他にございませんか。 （「ありません。」の声あり） それでは配分No.1番から102番まで、計画を認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 計画を認めることに決定いたします。
	続きまして53ページ。議案第44号。農業振興地域整備計画変更に係

会長

る意見書の提出について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 44 号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項に基づき意見を求める。

整理番号 7 番。変更区分：農用地除外。申請人：[redacted] さん。土地の所在：[redacted]、畑 [redacted] m²。利用状況：畑。農用地区域内。変更理由：『現在 [redacted] に住んでいるが、母親が高齢で帰郷して母親の面倒を見るため、[redacted] 地区の空き家・空き地を探したが折り合いが合わず、当該地に新しく住居を建てることとしたため。』ということです。変更目的及び事業計画：土地造成の所要面積が [redacted] m²、住宅の建築面積が [redacted] m²。工事計画：許可有り次第。資金計画：自己資金が [redacted] 万円、融資が [redacted] 万円、計 [redacted] 万円。

この申請は一般住宅という事ではありますが、農用地の外周にあたること、周辺農地への影響も考えられない為、農用地から除外することはやむを得ないと思います。 以上です。

会長

整理番号 7 番ついて担当委員のご意見ををお願いします。

○番（農業委員）

母親の面倒を見るために帰ってきております。3 年くらい空き家を探していたんですが見つからなくて、家を建てたいという事です。

会長

皆さん方からご意見ございますか。

（「異議ありません。」の声あり）

異議なしの声でございます。

整理番号 7 番について、やむを得ないという事で決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 7 番は農用地除外を認めることに決定いたします。

続きまして 58 ページ。

議案第 45 号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 45 号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求める。

整理番号 15 番。申請人：[redacted] さん、[redacted] さん（[redacted] 歳）。土地の所在：[redacted]、畑、[redacted] m²。第 2 種農地、都市計画区域内。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『父母が生前農業をしており、死亡後相続したが、大木が生い茂っている状態である。』ということです。

申請地は雑木が茂っており、農地に復元することは労力・資金ともに困難な状況であります。また周辺は宅地化しており、今後も農地としての利用が見込めないため非農地とすることはやむを得ないと判断いたしました。

会長

整理番号 15 番について担当委員のご意見ををお願いいたします。

○番（農業委員）

場所は 66 ページの航空写真をお願いします。

[redacted] をあがります。写真でもわかるように近年住宅が建ってきておりまして、申請人は島外にありますが帰郷して家を建てる計画もあるそうです。申請地の隣ももともと農地だったんですが、山林に地目が変更されております。

○番（農 業 委 員）

非農地としてもやむを得ないと思っております。 以上です。

会長

整理番号 15 番について皆さん方からご意見ございますか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 15 番は非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 15 番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 16 番。

事務局長

整理番号 16 番。申請人：[redacted]さん（[redacted]歳）。土地の所在：[redacted]、畑、[redacted]m²。第2種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『[redacted]（宅地）への進入道路として長年使用している状況である。』ということです。

申請地は宅地へ行くための通路として 20 年以上前から使用されており、砂利等が敷き詰められている状態でした。農地に復元するためには資金・労力を考えても困難な状況であり、今後も農地としての利用は見込めない為、非農地にすることはやむを得ないと思われま

会長

整理番号 16 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

63 ページの航空写真をお願いします。

[redacted]のガソリンスタンドの [redacted]をずっと上がっていきますと左側にあります。

立ち合いの日は僕が出張でいませんでしたので、[redacted]君が立ち会ってくれております。[redacted]君からも一言説明をお願いします。

○番（農 業 委 員）

写真のとおり 20 年以上前から道として使用しておりますので、やむを得ないと思います。

会長

整理番号 16 番について皆さん方からご意見・ご質問いただきます。いかがでしょう。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 16 番は非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 16 番は非農地として認めることに決定いたします。

事務局長

整理番号 17 番。申請人：[redacted]さん（[redacted]歳）、代理人：[redacted]さん。土地の所在：[redacted]、畑、[redacted]m²。第2種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『昭和 45 年より耕作が放棄され、他人が勝手に草切場として利用し、現在はススキが生育している。』ということです。

申請地奥の方は山林状態となっておりますが、農道から手前の方は一面ススキ野状態であり、農地に復元することが容易であると思われま

会長

整理番号 17 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

60 ページをお願いします。カギになっている部分だけが山林状態になっておりまして、農道に面したところは 61 ページの写真のようにススキ野状態です。草を刈って耕せば、すぐに農地になる状態ですので非農地としては認められないと考えます。

直接奥さんとお話ししたんですが、将来子供たちに譲渡す場合に農地じゃない方が税金が安くなるんじゃないかという考えだったそうで、

○番（農 業 委 員）

『屋久島の場合は面積もしれてますし評価額は変わらないんじゃないですか。』と話をしましたら、納得されたようでした。

ご本人さんは、ほとんど寝ておられる状態だそうで、『また■さんとも直接お話をさせてください。』と伝えてございます。

今回は非農地では認められないということでございます。

会長

皆さん方からご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 17 番は非農地として認めないことにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 17 番は非農地として認めないことに決定いたします。

続きまして 68 ページ。議案第 46 号。農地賃借料情報の提供について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 46 号。農地賃借料情報の提供について、農地法第 52 条の規定に基づく農地の賃借料情報を別紙のとおり調整したので、町ホームページ等に掲載し農家に情報提供することについて議決を求めます。

会長

69 ページに詳細を記載しております。皆さん方からご意見・ご質問がございますか。

○番（農 業 委 員）

ここに載っていない地区の分はどうなっているんですか。

事務局

ここに記載しておりますが、平成 26 年 1 月から 12 月までに締結された、農業委員会を通して契約をした農地について出しておりますので、これだけの地域になっております。

会長

以前は『標準小作料』というのを地域の皆さんにお示しをするというのが農業委員会業務の中にごございましたけども、もうなくなっております。が、「実態はどういう状況かというのをこういう形で皆さんに示しなさい。」ということになっております。

一般的には、今回の中間管理事業を見ましても基盤整備をした水のあるところで 10 a 5,000 円くらいが相場になりつつあります。

ですが、実際は場所によってばらつきがございます。

他にございますか。

（「ありません。」の声あり）

それでは、このようにホームページの方へ情報を提供することについて決定してよろしゅうございますか。

（「はい。」の声あり）

決定いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第9回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（12時05分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

17番

18番

平成27年12月24日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久